

JR連合 政策News

第253号

2014年4月22日

交通政策基本法成立後のあるべき交通政策について議論！

～国土交通省総合政策局と意見交換を実施～

昨年、私たちの悲願であった交通政策基本法が成立した。現在国土交通省では同法に基づく交通政策基本計画の策定作業を行っており、今後同計画が閣議決定され、具体的な施策の履行へと繋がっていくこととなる。

JR連合は、予てから、同法の成立はもとより、成立後の諸対応も重要であるとの認識に立ち、とりわけ今後の各種交通政策に大きな影響を及ぼす同計画の策定に大きな関心を寄せてきたところである。

一方、国土交通省では同計画策定に際し運輸事業者や労働組合からの意見反映を図るべく、要望意見の集約ならびに各団体からのヒアリングを鋭意展開してきており、JR連合はこの間、交運労協を通じて、同計画に反映すべき要望内容を提出してきたところである。



そうした状況を踏まえ、交通政策基本法成立に至る経緯、及び同法の概要並びに今後の方向性について職場組合員をはじめとした各機関が的確に理解し、今後の政策活動の礎にすることが必要であると考え、4月21日、同法を所管する国土交通省総合政策局を招聘し、「最近の公共交通政策について」と題し、交通政策基本法、及び現在通常国会で審議中となっている地域公共交通活性化再生法の一部改正法案の概要について説明を受け、その後意見交換を行った。意見交換にはJR連合執行部と各単組政策委員が参加して行われた。

冒頭総合政策局より行われた交通政策基本法の概要説明では、交通に関する課題として、人口減少、少子高齢化が加速度的に進展し、地方バス事業などをはじめとして交通事業者の経営が悪化し、生活交通の確保が困難になっている実態、近い将来大規模災害が発生するリスクが高い中、東日本大震災を教訓とした巨大災害に如何に備えていくかという課題、国際競争が激しさを増す中で、国際的な人的・物流ネットワークを充実させる必要性など、同法成立の背景が触れられた。そして法各条文の具体的説明の結びとして、今後はますます地方自治体の発送・着想が重要となること、そして、地方自治体と関係事業者、住民が三位一体となって地域公共交通の維持・発展を考察する必要がある旨が強調された。

その後の質疑では、鉄道貨物モーダルシフトとの整合や、多発する大雨等に起因する鉄道災害への自治体を巻き込んだ対応ないし予防保全など、数多くの意見が出された。

現在国会ではコンパクトシティ化を念頭に置いた都市再生法の一部改正法案とセットで地域公共交通活性化再生法の一部改正法案が審議されている。理念法たる交通政策基本法を具現化する具体的な法案として注目に値するものであり、JR連合は同法案の成立と法案成立後の実効性ある施策の展開を図るべく、政策活動を展開していく。

以 上